

春らしい暖かな日が続いています。そうすると次は桜の開花宣言が待ち遠しくありませんね。咲き始めるとあっという間の桜。今か今かと待っているこの時期がワクワク感マックスかもしれません。それでは今月も張り切ってお伝えします。

### 《労働条件明示のルール変更について：2024年4月施行》

労働条件明示のルールが変わり、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1・就業場所・業務の「変更の範囲」
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 + 更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会、無期転換後の労働条件 + 無期転換後の労働条件決定をするに当たり他の正社員等とバランスを考慮した事項の説明に努めること

全ての労働者が対象である「変更の範囲」の明示には、就業場所や業務が、①限定なし②一部に限定有 ③完全に限定 とどの程度限定されるかによって記載が異なります。有期契約労働者に関する更新上限に関する事項、無期転換に関する事項の記載例や明示事項の具体的な記載例も含め詳細は厚生労働省 HP よりご覧いただけます。また、労働条件のうち、特定\*1の事項に関しては書面による明示が必要です。今回の改正事項も書面での明示が必要となりますので、4月1日以降の雇入れや契約の更新ではこれらを記載する必要があります。旧書式ではなく新書式をご使用ください。\*1 書面による明示が必要な特定事項は以下のものとなります

- ① 労働契約の期間 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③ 就業の場所及び従事すべき業務 ④ 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日等 ⑤ 賃金、昇給 ⑥ 退職

